



12/31現在	数
技能者登録	2737
事業者登録	836
技能者助成給付	2411
認定登録機関設置	26

マネジメントフィーで職長・棟梁の賃金加算率を検討

## 工事企業「見える化」で明朗な取引構築をめざす！ 「見える化」、20年秋国交省が基準づくり

国交省の「施工能力見える化検討会」は、6月に専門工事企業の施工能力の「見える化」評価制度づくりのスケジュールを示しています。

国交省が開発した「見える化評価基準策定支援ソフト」を11月に職種団体へ配布し、各団体がソフトを利用して基準を策定し、21年4月から運用していく予定です。

### ◆「見える化」基準は、

①企業の基礎情報(建設業許可の有無など)、②施行能力(レベル4など有能な技能者を確保し、育てている等)、③コンプライアンス(法令順守、地域貢献等)の3項目について、評価を4段階(☆1～4つ)で与えます(ニュース第68～71号参考)。国交省は、「見える化」

の取り組みで先行する職種の専門工事業団体(全建総連を含む)には、職種ごとに「見える化」基準と評価実施機関として2021年3月までに認定し、その後他の職種の基準を順次認定する予定です。全建総連は関係団体とともに、「建築大工」職種について今年度中の策定をめざしています。

事業所の「見える化」評価の結果は、国交省のホームページに公表されます。工事請負企業がこの評価を参考に施工事業者を選択していくことになります。また、リフォーム・新築を考える人も公表された評価を参考に、施工事業者・工務店をえらべるようになります。

## 工務店評価(見える化)は21年度開始めざす

2020年4月の企業評価の告示による専門工事企業の施工能力の見える化ガイドラインが示されています。ガイドラインにもとづいた、見える化基準策定は、先行する専門工事業団体15団体(全建総連を含)、7職種(型枠、機械土工、内装仕上、建築大工、トンネル、圧接、基礎ぐい工事)ですすめられています。

「建築大工」分野では、伝統建築物及び中大規模木造建築物施工評価は「引き続き検討する」とされ、それ以外の住宅建築分野について木造住宅の元請をしている中小工務店を対象とした「工務店評価基準」策定の作業がされています。7月30日に第7回「工務店評価基準あり方検討会」が開催され(構成団体、全建総連、JBN、住活協。国交省不動産建設経済局・住宅局がオブザーバー参加)、その後は運営委員会形式で策定するとされました。

9月30日に第1回運営委員会が開催され、

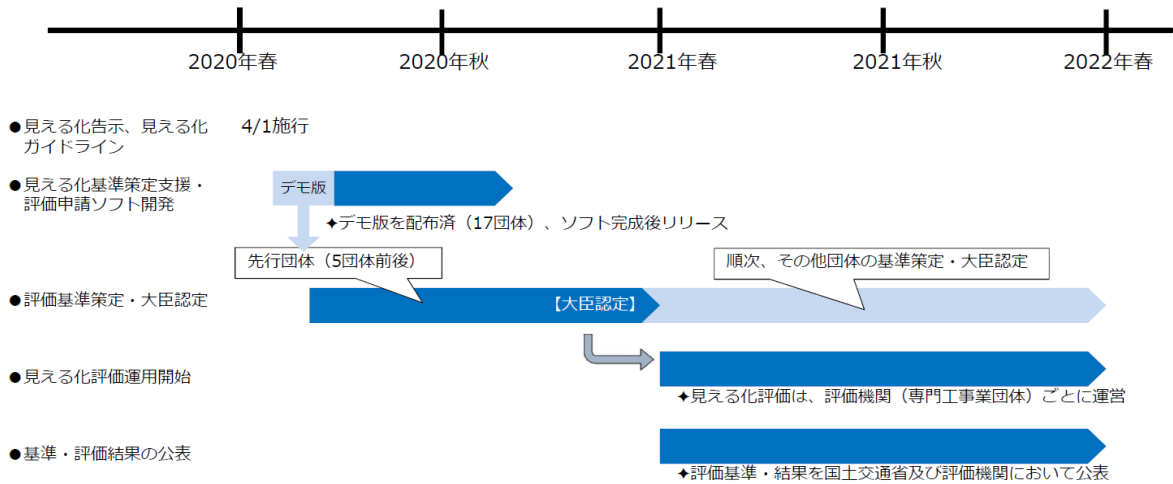
3団体で委員会を構成し、工務店評価実施機関に加わる希望のある団体は受け入れを検討するとし、まず3団体で委員会を構成し、「見える化」評価手数料は評価実施機関の会員(組合員)は減免措置を検討するとしています。

運営委員会は2月末までに工務店評価基準を国交省に申請し認定を受け、4月からオンライン申請による評価実施が開始されるスケジュールです。CCUSを活用した技能評価と賃金引上げの取り組みは、2021年4月から次の3つの分野で具体的な様相をしめしていくこととなります。

### ①全建設技能者への能力評価が可能な状態に

2019年4月に国交省が建技能者の能力評価制度のガイドラインを定め、今年4月に35職種、今年度中に35職種以外の能力評価基準も認定され、35職種で判定している「レベル判定システム」による能力評価は、来年4月か

- ▶ 見える化告示及びガイドラインについては、検討会委員等にご意見を伺い、2020年4月1日に施行。
- ▶ 2020年度秋頃までに、見える化評価基準策定支援ソフト及び評価申請用ソフトの開発を行い、評価実施機関における評価基準づくりを支援（ソフトのデモ版を団体に配布済み）。
- ▶ 見える化の評価基準づくりについては、各団体と国交省において協力して行う。



ら全建設技能者で可能な状態となります。経営事項審査経審では、レベル判定を受け、レベル3・4の技能者を雇用する工事業者が加点評価することが自治体等公共発注に普及、民間にもレベルによる事業者評価が広がっていきます。技能者も事業者、とくに青年後継者世代の資格取得要求が強まり、レベル2・3で必須の講習についての技術センターや支部開催が重要となります。

## ②賃金目安に応じた賃金上昇の好循環

2020年6月に、35職種の専門工事業団体で賃金目安にもとづく見積りづくりをすすめることが確認され、日建連など建設業元請団体も6月に賃金目安による見積書尊重の徹底を表明しました。先行の7職種ではレベルごとの年収目標の策定作業がされています。改訂された職種から順次4月より、職長手当等を賃金とは別枠とする標準見積書が公表されていきます。賃金引上げ・公契約条例の拡充・制定の運動は、職別・レベル別など具体的な取り組みとなっていきます。

## ③施工能力を有する専門工事企業を評価

人・機械を保有し施工能力を有する専門工事企業を評価する「専門工事企業の施工能力の見える化」評価基準は、来年4月より7職種から順次、他の職種もオンラインによる評価申請が開始され、評価結果(☆1～4つ)が国交省HPに公開。発注者だけではなく一般顧客や住民に向け建設事業者の存在をアピールする環境が整います。国交省HPに掲載され信頼ある地域建設事業者であることや建設技能者を証明するCCUSカードを持っていることを目に見える形で活用し、仕事確保の取り組みに活かす取り組みが必要です。リカコ会員や建設業許可業者などの事業者登録が重要となります。

## 都心部事業所訪問行動

12月16日、9支部22人が都心部事業所訪問に参加、今回は渋谷支部管轄での行動となりました。伊藤委員長(渋谷)からCCUS登録がゼネコンで推進が強化されている点、支部に問い合わせも増えているなど渋谷区の特徴をあいさつ、沼口専従から訪問の目的と情勢の報告後、6班での行動に移りました。

訪問後の報告会では、「CCUSの登録が2次以下で進まず困っていることを対話で引き出し、渋谷支部で登録機関となっていることを説明、今後の有力対象も出た」と報告がありました。今回の行動は、3年未満の書記研修も兼ね7名の若手書記が参加、「役員・先輩書記の粘りと知識は大変勉強になった。」「行動の中で、興味がある事業所が存在し、支部の訪問でも活動していくことが大事、共有していきたい」など感想が寄せられています。



**都心部連携協議会**

郵送申請をしても返送されるなどのため、一般の方の認定登録機関への業務以外(ネット申請や利用方法等)の問合せがあります。その場合はCCUSホームページの「お問い合わせフォーム」を案内して下さい。